

インターネット取引取扱規定

(規定の趣旨)

第1条

この規定は、お客様が内藤証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネット経由での取引（以下「本サービス」といいます。）を利用するうえで、当社が取扱う商品の取引の注文（以下「取引注文」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。

(サービスの範囲)

第2条

当社は本サービスにおいて、取引注文の執行をお客様から受託します。

(サービスの利用)

第3条

- 1.お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載の上、お申込になり、かつ、当社がそれを承諾した場合に限り、本規定にもとづいて本サービスを利用できます。
- 2.本サービスを利用する取引は、申込時にお届けいただいた暗証番号および当社が発行した口座番号と、お取引時に使用する暗証番号、口座番号とが一致した場合にのみ行うことができます。
- 3.本サービスの利用は、申込人（口座名義人）本人のみとします。
- 4.本サービスでの現物取引以外の利用に関しましては、本規定に加えて、各商品の取引規定に従いお取引いただきます。
- 5.下記の方は原則としてお取引いただけません。

①未成年の方

②非居住者の方（居住者が非居住者となった場合も含む）

③外国 PEP s（外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 15 条に定める者、これらの地位にあった者、これらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人）に該当する方

(取引口座の取扱)

第4条

- 1.本サービスの口座開設以前より、当社に株式および信用取引などの取引可能な口座（以下「普通口座」といいます。）をお持ちの場合は、当初1回に限り、普通口座から金銭残高、有価証券残高などの振替を申し受けます。
- 2.上記1項で振替えることの出来る残高は、当社が本サービスで提供する商品に限ります。
- 3.お客様が、本サービスの口座開設以降も、当社が本サービスで提供する商品以外の商品の取引を行なうために、普通口座を引き続き維持する場合は、次に掲げるお取引が出来ないことにご留意下さい。

①本サービスの口座と普通口座間での、金銭または有価証券または建株または手続料などの移動

もしくは相互に充当する取引

②本サービスのお取引による受払代金の振込先に、普通取引口座を指定する取引、もしくは、普通口座のお取引による受払代金の振込先を本サービスの口座とする取引

③普通口座において行なっている信用取引などの担保に、本サービスの口座の金銭および有価証券などを充当する取引、もしくは、本サービスにおいて行なっている信用取引などの担保に、普通口座の金銭および有価証券などを充当する取引

④その他、当社規定に違反または口座混同に類似する取引

(法令等の遵守)

第5条

本サービスの利用にあたって、お客様ならびに当社は、法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所の諸規則（以下「法令等」といいます。）を遵守するものとします。

(取引の名義)

第6条

1.本サービスの利用にあたって、お客様は真正の住所、氏名を使用するものとします。

①住所、氏名は本人確認書類に記載のものと同一のものを使用するものとします。

②気付、様方は原則として使用しないものとします。

③売却代金受取り用の銀行等の口座名義も同様とします。なお、当社はあらかじめお客様からお届けを受けた、ご本人名義の銀行等の口座以外への振込は行わないものとします。

2.お客様は住所、氏名の変更に際しては、遅滞なく当社所定の手続を行うものとします。

(総合取引制度の利用)

第7条

お客様はすべて「インターネット総合取引約款」に基づく証券総合取引を利用するものとします。

(利用時間)

第8条

1.お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が定めるものとします。

2.システム等の障害、補修等によって、当社は予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

(取引の種類)

第9条

お客様が本サービスを利用して取引注文を行える商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

(取引手数料)

第10条

1.お客様が本サービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引手数料を申し受けます。

2.本サービスでの取引手数料は、当社が定めるものとします。

(取扱銘柄)

第 11 条

お客様が本サービスを利用して取引注文を行える銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所による売買規制等によって当社が定める銘柄は変更されることがあります。

(完全前受制)

第 12 条

- 1.お客様は買付余力の範囲内で買注文を出すことができます。買付余力とは、ご注文いただく時点において、お客様の口座の金銭残高から未約定の買注文の正味代金を差し引いた額です。
- 2.お客様の口座において買付余力の範囲以上の買注文を出すためには、不足する金額を発注に先立ち口座に入金いただくものとします。なお、現金の口座への入金は、当社がこれを受領し、所定の手続を終了した時点とします。
- 3.お客様は、売注文を出すに先立ち、あらかじめ売付け株式を当社に預託するものとします。なお、株式の預託は、当社がこれを受領し、所定の手続を終了した時点とします。
- 4.ご注文の内容等により不足金が生じた場合、お客様は受渡日までに不足金を入金するものとします。入金がない場合は、お客様に通知することなく、受渡日の翌営業日以降にお客様の勘定（計算）で、当該銘柄の処分を行い、売買損金額等を充当するものとします。不足金が発生する場合には、任意で預り資産の処分を行い不足金に充当いたします。

(入金および出金)

第 13 条

- 1.お客様の口座への入金は、銀行等の金融機関からの振込によるものとします。
- 2.当社指定金融機関等に振込みのあったものは、当社で毎営業日 16 時（半日営業日は 11 時）までに入金を確認した金額につき、当日分としてお客様口座へ入金処理を行い、それ以降に確認した金額については翌営業日に入金処理を行うものとします。
- 3.第 1 項においてお客様の特定ができない場合は、お客様からの入金であることが確認できた日付をもってお客様口座へ入金処理を行うものとします。
- 4.お客様の口座からの出金は、あらかじめお届けいただいた銀行等の金融機関への振込によるものとします。なお、当社は出金について、当社所定の方法で当社所定の时限に、お客様から依頼のあったものののみを受付けるものとします。

(入庫および出庫)

第 14 条

- 1.お客様の口座への株式等の入庫は、原則として証券保管振替機構を利用した証券会社間の一般振替によるものとします。（他証券会社から当社への振替）
- 2.お客様の口座からの株式等の出庫は、原則として証券保管振替機構を利用した証券会社間の一般振替によるものとします。（当社から他証券会社への振替）

(数量の範囲)

第 15 条

- 1.お客様が本サービスを利用して売付の取引注文を行える数量は、保護預り約款または当該売付

を行う商品の約款および約諾書等にもとづき当社がお客様からお預りまたは保管している数量の範囲内とします。

2.お客様が本サービスを利用して買付の取引注文を行える数量または金額は当社が定める範囲内とし、この金額の計算は、当社の定める方法によって行います。

(注文の有効期限)

第 16 条

1.お客様が本サービスを利用した取引注文の有効期限は、お客様の指示により、商品毎に定める最初の執行日 1 日もしくはその日を含むお客様が指定された日（最大 30 営業日先）までの期間に限ります。

2.第 1 項において国内株式等の取引注文の有効期限を指定された場合であっても、注文を受付けてからお客様が指定された日（最大 30 営業日先）までの期間中に次に掲げる事項に該当する場合には注文は無効となります。

①配当落ち及び権利落ちがあり、権利付最終売買日を超えた注文

②金融商品取引所における売買単位の変更または上場廃止となった場合等で最終売買日等が設定され、最終売買日を超えた注文

③第 19 条第 2 項第 1 号から第 6 号に該当する注文

3.中国株式の取引注文の有効期限は最初の執行日 1 日に限ります。

(取消・変更)

第 17 条

1.お客様が本サービスを利用した注文の取消は、当社が定める商品・時間内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行えます。ただし、既に約定している場合はこの限りではありません。

2.お客様が本サービスを利用した取引注文の価格の変更を行う場合は、当社が定める商品・時間内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行えます。ただし、既に約定している場合はこの限りではありません。

3.お客様が本サービスを利用した取引注文の数量の変更を行う場合は、当社が定める商品・時間内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行えます。ただし、数量を増量する場合は、変更しようとする取引注文の取消を行い、取消の完了を確認した後、新たに変更後の取引注文を行うか、または元の取引注文は変更せず、新たに増量分の取引注文を行うこととします。なお、既に約定している場合はこの限りではありません。

(注文の受付)

第 18 条

1.当社は、インサイダー取引等法令等に違反する注文は受託しません。

2.いわゆる「貸し株」を利用した空売り注文は一切受託しません。

3.お客様が本サービスを利用して行う取引注文は、お客様が注文内容の入力後、さらに確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点で注文の受付とさせていただきます。

(執行)

第 19 条

1.当社は、お客様が本サービスを利用して行った取引注文は、法令諸規則および各商品の約款等に従いお客様が注文を行ったとき以降、最初に可能になるときに執行します。

2.当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなくその執行をいたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。

①お客様が委託された取引注文の内容が、第 8 条、第 9 条、第 11 条に定める事項のいずれかに反している場合

②お客様の本サービス口座に立替金がある場合、本サービスにおける信用取引の委託保証金が不足する場合

③お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合

④お客様の取引注文が、取引値幅制限外である場合

⑤第 6 条第 2 項について変更の届出が必要であることを当社が把握した場合

⑥その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合

(取引内容の確認)

第 20 条

本サービスの利用にかかる注文内容について、お客様と当社の間で疑義が生じた場合は、お客様が本サービスを利用した時のデータの記録内容をもって処理させていただきます。

(注文・約定の照会)

第 21 条

お客様が本サービスを利用した取引注文・約定の内容は、本サービスにより、照会することができます。

(システムの障害)

第 22 条

お客様は、システム障害によって本サービスが利用できないときは、障害注文専用電話によりご利用いただくものとします。

なお、システム障害とは、当社のシステムの不具合に起因して、お客様がインターネットを通して注文が出来ない状態をいいます。取引所等の障害や、お客様のパソコン、通信回線の不具合等が原因の場合は、当社の「システム障害」に含まれません。

(免責事項)

第 23 条

当社は、次に掲げる事項により生ずるお客様の損害については、その責を負わないものとします。また、お客様は、各種情報の配信元が提供する情報、ソフトウェアなどを利用するにあたり、各種情報の配信元が別途定める利用規約がある場合には、これに従うものとします。

①本サービスの利用に関し、お客様の口座番号、暗証番号をお客様自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届出られているものとの一致を当社が確認して行った取引。

②通信回線、通信機器およびコンピュータシステム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動など。

③本サービスで受ける情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等（当社のシステムがダウンした場合（お客様の注文の前に発生したか後に発生したかを問いません。）等を含む）により生じた損害につき、当社の故意または重大な過失に起因するものでないもの。

④本規定第19条2項による取引。

⑤その理由の如何を問わず、お客様の口座番号、暗証番号、取引情報などが漏洩し、盗用されたことによるもの。

⑥本サービスの利用に関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法について誤解または理解不足によるもの。

⑦本規定第27条に違反したことによるもの。

2. 当社及び本サービスに関する情報の提供元は、お客様が本サービスを利用したことにより生じた、又は、利用しなかったことにより生じた、直接的、間接的、付随的又は その他の損害のいづれかについても一切の責任を負いません。

(利用料、手続料)

第24条

1. 本サービスの利用料は当社が別途定める金額とし、利用料、手続料と消費税を合わせ当社が別途定める方法で当社に入金していただきます。

2. 当社はお客様の取引状況に応じて、利用料を免除することができます。

3. 上記1項に定める利用料、手続料は経済情勢その他の事情の変動によりこれを改訂できるものとします。

4. 一旦お支払いいただいた利用料、手続料は理由の如何にかかわらず返却いたしません。

(サービス内容の変更)

第25条

当社はお客様に事前の通知をすることなく、提供するサービス内容を変更することがあります。

(サービス利用の解除)

第26条

1. 当社は次に掲げるいづれかに該当する場合は、催告することなくお客様のサービス利用を解除します。

①お客様が当社所定の手続により、利用中止の申出をされた場合

②お客様が本規定、その他法令等に違反した場合

③お客様から利用料金支払期日までに料金が支払われない場合

④やむを得ない事由により、当社が中止を申出た場合

2. サービス利用の解除の場合、当社はお預りしている金銭等についてはあらかじめお届けいただいた銀行等の金融機関への振込みによりお客様にすみやかに返還するものとします。株式等の有価証券については、第14条2項に定める方法により出庫するものとします。

3. サービス利用の解除の場合、法令等および当社所定の手続にしたがって、お取引口座を抹消し

ます。

(サービス利用の制限)

第 27 条

1.お客様が本サービスのご利用によって受ける情報は、お客様自身が行う投資の資料としてのみ使用し、以下の目的ではご利用できません。

また、お客様は、各種情報の配信元が提供する情報、ソフトウェアなどを利用するにあたり、各種情報の配信元が別途定める利用規約がある場合には、これに従うものとします。

①営利目的での利用

②情報の加工および再利用

③お客様の口座番号、暗証番号等を第三者に開示し、またその利用に供する行為

④お客様以外の第三者との共同利用

2.当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様のサービスのご利用を制限することがあります。

①お客様の本サービスでの情報利用が、通常の取引の範囲を超えると当社が判断した場合

②第 6 条第 2 項について変更の届出が必要であることを当社が把握した場合

③お取引の内容等により不足金が生じた場合に、所定の期日までに不足金の入金がない場合

④お客様の本サービス口座に立替金がある場合、本サービスにおける信用取引の委託保証金が不足する場合

⑤その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合

3.本サービスの利用の制限によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客様の負担とし、お客様は当社及び金融商品取引所等に対し請求は行わないものとします。

(サービス利用の禁止)

第 28 条

当社は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

(準拠法、合意管轄)

第 29 条

1.本契約に関する準拠法は日本国法とします。

2.本サービスを利用しての取引注文等において、本規定および本規定にない事項について疑義が生じた場合には、お客様と当社は、誠意を持って協議し解決するものとします。また、やむを得ず、本サービスにおいて訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

(規定の改訂)

第 30 条

1.本規定は、法令等の変更、監督官庁の指示その他必要を生じたときは、改訂されることがあります。

2. 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その内容を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。

3. 前項の通知は、当社のお客様取引画面の「お知らせ」または「連絡」欄への連絡による方法に代えることができるものとします。

4. 第2項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ上の掲示による方法等に代えることができるものとします。

以 上

2020年10月改定